特定農林水産物等登録簿

<u>特定農林水産物等登録簿</u>								
登録番号	第 66	号	登録年月日	平成 3	0年8月6	5 日(2018	年8月6	日)
申請番号	第 145	号	申請年月日	平成 2	9年10月	18日(20	17年10月	18月)
特定農林水産物等の 区分		第四十類 木炭類 黒炭						
特定農林水産 名称	を物等の しゅうしゅう	岩=	手术炭、岩	できりずみ 、	IWAT	Е СНА	RCOAL	,
特定農林水産 生産地	を物等の しんしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん	岩手県	具					
特性特性		たにでい「のな」し分、窯木皮、炭い(い績のを用、じ造断野、で人り黒区ある燃煙いまで析さ内のの木のる中たをバ得書終めのさ庁平唯日、	岩炭分ると外や、たお苦らを全付炭岩、格る残りる籍銭常変れ長成一本見る手でさのめ用炎、り果に均体着研手昭)ましバに:後に化た官1満農在。木あれに、木、「材、」、質がも究』和岩でてラい岸か上にが賞8た林ま(炭るる対炭炭臭(質炭)岩な均多のと3手完い生た本ら位よ、を年し漁で添炭。がし素のい「が質」手温等い第言2県備る産っ定開入っ平授度て業毎付は木、、割規が「硬が「県度にこ一わに木し。をた吉催賞て成与がい振年資	炭国「含铬最」く便「独こ炭と人れに炭たこよ」「さを、2さらる興味は内岩が(小「木く」自保化か者る、協団のく」炭れ果木年れは木会農、の手概黒限「炭火」でちさらでく「会体強取と」てた炭にて参炭が林る一木ね炭に「に持「開時れ着あら73はで固りそ19いしの岩い加品開水が、)は、)は、)は、)は、)は、)は、)は、)は、)は、)は、)は、)は、)は、	の投炭のの 印 最ら 発間 火るい2倹 なまの8とて生手ると平催産製的」%」え 適が しを炭も岸品6査岩団と品年全き産県。件会し大炭なは(でら な良 たか質容本質ト機手結め質初国た量単 でとし臣方黒高社はれ ナい 岩けが易定のン関県、、の版木。は独 あして賞法が通し、て ラ。 手で良て書良の、の紛ぐ高きがそれで るてい及	までは、「こう」とできるでである。これで、出てるなのの(法75お、や(窯丁くあ林い木技木制日さ行品の少の 出、るび遠炭約人%り ク添 、寧締る学木炭術炭力のが)評後し木 品農林い化8全以、 ヌ付 岩にま。博炭を指のが『紹 会、木炭 点林林野に温の国上燃 ギ資 手製り 士が焼導品、岩介 でエ炭品 数水水庁	よ度度燃)焼 の料 大炭割 の大い態質個手さ はネ品評 1産産つが)料と後 み1 量すれ 書量た勢改人のれ 、ル評会 0省祭て4で協高に を: 窯るが 籍に記、良生木て 団ギ会を 点とへ黒の製会く残 原「 をこ少 に製録そに産炭い 体一の再 以公参黒が、	炭~炭が る 木木 吏とな ま炭がの大 『る 憂の開開 上益叩と70さ定燃灰 に炭 用でい 、さあ販きへの。 勝消催し を財し白0れめ焼も 使成 し、。 『れる売なき名(を費が、 全団て炭度てた時少 用分 、原樹 木て。に功地声引 は構中林 国法お
特定農林水産 生産の方法	生物等の		原木の樹種 岩手県産の 生産の方法	「ナラ」	又は「ク <i>ラ</i> 	スギ」を使	用する。	

「岩手窯」又は「岩手大量窯」を使用する。

(3) 出荷規格

精煉度が8度以内の炭質であること。

精煉度は炭化の度合いを示す。木炭表面の電気抵抗を0~9度の10段階で表示したものである。なお、一般的に木炭下部の炭化度が低くなるので、出荷規格を満たすために一定部分を切り落とす。

(4) 最終製品

岩手木炭の最終製品としての形態は木炭 (黒炭) である。

特定農林水産物等の 特性がその生産地に 主として帰せられる ものであることの理 由 岩手県は、森林資源が豊富で、古くから木炭の生産が盛んな地域であった。現在も、岩手県の森林面積は、総面積の77%を占めており、全国平均の67%を大きく上回っている。さらに、岩手県の素材生産量は、全国で3番目に多く、素材生産量に占める広葉樹の割合が22%と全国平均の11%に比べ極めて高い。(林野庁:平成27年度木材需給報告書)

岩手県は、古くから木炭生産が盛んではあったが、昔は、各生産者で窯の構造が統一されていなかったことから、岩手県木炭協会が主導し、昭和 28 年から新たな製炭窯の開発研究を行い、昭和 31 年に岩手窯を完成し、その後も改良を重ねて昭和 39 年に岩手大量窯へと発展させた。岩手窯は、窯内の熱対流まで考慮した独自の構造によって、窯内の温度が均等化され良質で安定した品質の木炭が生産可能であるとともに、製炭操作も容易である。

窯の統一によって、製炭作業が基準化されたことから、岩手県 木炭協会は、県内各地域で岩手窯の築窯技術指導、講習会を開催 し普及に努め、県内の木炭の品質向上と安定化を図ってきた。

岩手県も、岩手県の歴史ある優れた製炭技術を伝承するため、昭和 63 年に製炭技士認定制度を創設し、炭焼き職人の中でも特に優れた技術を有する生産者を「岩手県製炭技士」通称チャコールマイスターとして認定し、若手生産者の育成等に成果を上げている。

なお、この岩手県独自の岩手窯、岩手大量窯は、主に粘土質の 土を材料とした土窯で、その材料は県内各地で採れるが、特に主 産地である県北地域では、窯に適した粘土質で断熱性に優れた珪 藻土が採れるため、現在も多くの製炭窯が存在している。

特定農林水産物等が その生産地において 生産されてきた実績 岩手県の木炭生産の歴史は古く、平泉文化(1100年前後)の頃からと言われており、平泉遺跡群発掘調査では、12世紀前半の陶器窯の跡から、陶器を焼く際に炭が熱源として使われていたことが報告されている。

明治初期は、製鉄が盛んな東北地方の工業用木炭としての需要が大半であったが、明治 24 年に東北本線が盛岡まで全線開通したのをきっかけに、東京へ一般燃料としての出荷を伸ばし大正元年には岩手県が「木炭生産量日本一」としての地位を確立した。

その後も岩手県木炭協会指導のもとに新たな製炭窯の開発を行うなどの取組を継続し木炭の品質の向上と安定化を図ることで、消費者から高い評価を得ており、全国木炭生産量(黒炭・白炭)10,374トンに占める岩手県の木炭生産量は3,317トンで31%を占め、現在も日本一を維持している。(林野庁:平成28年特用林産基礎資料)

規則第6条第2項各 号に掲げる事項

第13条第1項第4号ロ該当の有無:該当しない

商標権者の氏名又は名称:-

登録商標:一

指定商品又は指定役務: -商標登録の登録番号:-

商標権の設定の登録(当該商標権の存続期間の更新登録があった ときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録)の年月日

専用使用権者の氏名又は名称:-商標権者等の承諾の年月日:-

登録生産者団体の名 表者の氏名

一般社団法人 岩手県木炭協会 称及び住所並びに代 岩手県盛岡市南仙北二丁目3番21号 会長(代表理事) 浦田 秀夫

(注)登録事項の変更があった場合には、記録部の登録事項欄に、変更年月日及び変更 に係る事項の概要を記載する。

1. [登録生産者団体の代表者氏名の変更]

受付年月日:令和 3年 6月 21 日(2021年 6月 21 日)

原因発生日:令和 2年 7月 1日 (2020年 7月 1日)

変更登録年月日:令和 3年 8月 20日 (2021年 8月 20日)

(変更前)代表者の氏名:会長(代表理事)安藤 長質 (変更後)代表者の氏名:会長(代表理事)浦田 秀夫



	<特定農林水産物等の名称の記録部> (登録番号)
番号	登録事項欄
	<特定農林水産物等の生産地の記録部> (登録番号)
番号	登録事項欄
	<特定農林水産物等の特性の記録部> (登録番号)
番号	登録事項欄
	23 104
	<特定農林水産物等の生産の方法の記録部> (登録番号)
番号	登録事項欄
	< 特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられる ものであることの理由の記録部 > (登録番号)
番号	登録事項欄
	< 特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績の記録部 > (登録番号)
番号	登録事項欄
	<規則第6条第2項各号に掲げる事項の記録部>(登録番号)
番号	登録事項欄
ı	

	<登録生産者団体の記録部>	(登録番号)
番号	登録事項欄	